TAKARA & COMPANY

第87回
定時株主総会招集ご通知

日 時　2024年８月23日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前９時）

場 所　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
ホテルメトロポリタン ３階 富士の間

「ネットで招集」はこちらから

https://s.srdb.jp/7921/

証券コード：7921

法令および当社定款第18条に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面を送付しております。なお、ウェブサイトに掲載している招集ご通知（電子提供措置事項）は、閲覧に際して株主様の利便性を高めるため、送付書面から除いた事項を含めた内容で掲載しております。

＝ ウェブサイトのみで発信している情報

※下記は送付書面の頁番号を示しており、ウェブサイトに掲載している招集ご通知（電子提供措置事項）の頁番号とは異なります。

目 次

株主の皆様へ　P.1
第87回定時株主総会招集ご通知　P.2
「ネットで招集」のご案内　P.3
インターネットによる議決権行使のご案内　P.5
TAKARA & COMPANYについて　P.7
株主総会参考書類
　第１号議案　取締役７名選任の件　P.13
　第２号議案　社外取締役の報酬額改定の件　P.19
事業報告
　当社グループの現況　P.20
　株式の状況　P.29
　役員の状況　P.30
　会計監査人に関する事項　P.35
　剰余金の配当等の決定に関する基本方針　P.36
　業務の適正を確保するための体制および運用状況
　会社の支配に関する基本方針
連結計算書類
　連結貸借対照表・連結損益計算書　P.37
　連結株主資本等変動計算書
　連結注記表
計算書類
　貸借対照表・損益計算書　P.39
　株主資本等変動計算書
　個別注記表
監査報告書　P.41

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申しあげます。ここに第87回定時株主総会の招集に際し、皆様にご通知申しあげます。

2024年5月期の連結業績は、事業環境が大きく変化する中、ディスクロージャー関連事業においては開示書類作成支援システムの販売や統合報告書等の受注のほか、開示書類の翻訳売上が伸びました。通訳・翻訳事業においては会議やセミナーなどの開催が様々な形式で増加し、企業活動の活発化から翻訳需要も安定していることなどから、各事業とも概ね堅調に推移し、増収増益となりました。中期経営計画2026の1年目にあたり、掲げた数値目標は、いずれも達成することができました。引き続きグループ各社の専門性を磨き、業績の向上に努めてまいります。

2025年5月期の配当につきましては、剰余金の配当等に関する当社基本方針に基づき1株当たりの年間配当金は90円（中間配当45円、期末配当45円）と増配を予定しております。

株主の皆様におかれましては、引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2024年8月1日
（電子提供措置の開始日　2024年7月31日）

東京都豊島区高田三丁目28番８号
株式会社TAKARA ＆ COMPANY
代表取締役社長　堆　誠一郎

第87回定時株主総会招集ご通知

記

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト	「ネットで招集」	東証ウェブサイト （東証上場会社情報サービス）
https://www.takara-company.co.jp/ir/	https://s.srdb.jp/7921/	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※当社ウェブサイトのほか、「ネットで招集」、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。
※東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）をご利用の場合はアクセス後、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

日　　時　2024年８月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

場　　所　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号　ホテルメトロポリタン３階 富士の間

- ▶ 会場ご案内図は「ネットで招集」をご覧ください。
- ▶ 車椅子にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
- ▶ 手話通訳者および英語通訳者が待機しておりますので、ご希望の株主様は総会当日受付にてお申し出ください。

目的事項

報告事項

（1）第87期（2023年６月１日から2024年５月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

（2）第87期（2023年６月１日から2024年５月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　社外取締役の報酬額改定の件

なお、当日ご出席いただくほか、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年8月22日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うことといたします。

以上

「ネットで招集」のご案内

「ネットで招集」は様々な情報に加えて、各種機能を搭載しておりますので、ぜひご活用ください。
以下は予定となります。変更する可能性がありますことをあらかじめご了承ください。

https://s.srdb.jp/7921/

2024年 8月

1日（木） ① ② ③	招集ご通知発送 「ネットで招集」公開
2日（金）	
3日（土）	
4日（日）	① 議決権行使期間 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使を行ってください
5日（月）	
6日（火）	
7日（水）	
8日（木）	
9日（金）	② ご質問・ご意見の事前受付期間
10日（土）	
11日（日）	
12日（月）	③ 株主総会時にご報告予定の事業報告等の動画を先行配信
13日（火）	
14日（水）	
15日（木）	
16日（金）	
17日（土）	
18日（日）	
19日（月）	
20日（火）	② 事前のご質問・ご意見へのご回答
21日（水）	
22日（木）	
23日（金）	株主総会日　株主通信発送
24日（土）	
25日（日）	「ネットで株通」公開
26日（月）	臨時報告書掲載
27日（火）	
28日（水）	
29日（木）	
30日（金）	
31日（土）	

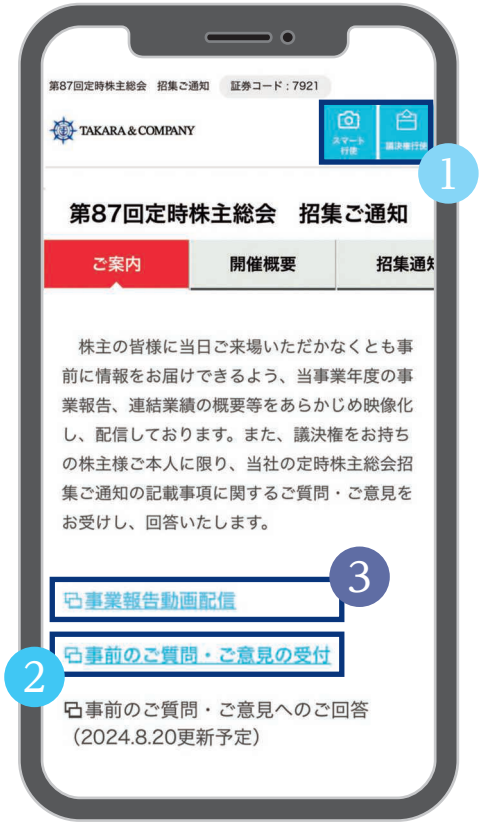

ご質問・ご意見の事前受付および事前回答公開に関して

受付期限	8月18日（日曜日） 午後6時まで

議決権をお持ちの株主ご本人様に限り、**当社の定時株主総会招集ご通知の記載事項に関する**ご質問・ご意見をお受けし、回答いたします。

「ネットで招集」に入力フォームをご用意しておりますので、アクセスをお願い申しあげます。

承りましたご質問・ご意見の全てにつきまして、ご回答をお約束するものではございません。また株主様への個別のご説明・ご連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。

2024年8月18日（日）までにお寄せいただきましたご質問・ご意見につきましては、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項を中心に、**2024年8月20日（火）中**に「ネットで招集」にて事前回答を公開する予定でおります。

ご留意事項

- **ご質問・ご意見のご登録には、同封の議決権行使書用紙に記載の株主番号の入力が必要になります。**
- 株主番号または御氏名に不備があった場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。
- ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔にお願いいたします。
- ご質問はお一人様につき1問とさせていただきます。
- ご質問内容を「ネットで招集」において公開する場合は、株主番号および御氏名を表示しない形で公開いたします。
- 非公開情報に関するご質問、金融商品取引法第166条に定める「重要事項」に該当する可能性のあるご質問、個人情報にかかわるご質問、法律上回答ができないご質問等につきましては、回答を控えさせていただきます。

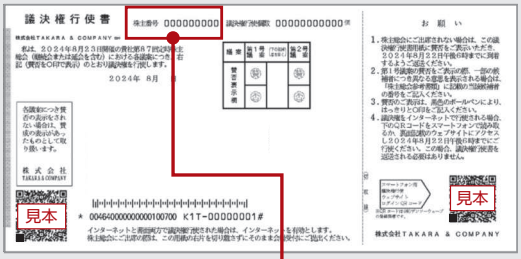

株主番号はこちらに記載されています

- 以下の事項につきましては、法令および当社定款第18条に基づき、株主様へ送付する書面には記載しておりません。
  - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」および「会社の支配に関する基本方針」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 監査役が監査した事業報告、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、株主様へご送付している書面のほか、各ウェブサイトに掲載している上記事項となります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンまたはパソコンなどから議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願いいたします。

行使期限 8月22日（木曜日）午後6時まで

スマート行使による方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで
「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でログインいただけます。

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

画面の案内に従って行使完了です

この方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

スマート行使上で議案詳細にタッチすると、「ネットで招集」と連携します。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル 0120（652）031（9：00 ～ 21：00）

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

パソコン、スマートフォン、タブレット端末または携帯電話から議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

アクセス手順

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスし、ログインしてください

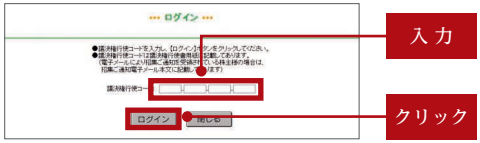

「次にすすむ」をクリックした後、お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

2. パスワードを入力

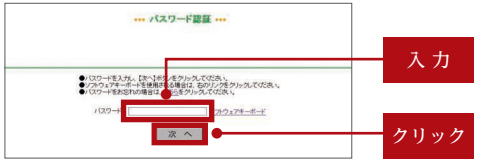

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

ご注意事項

- 「ネットで招集」・「議決権行使ウェブサイト」・「スマート行使」をご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については、株主様のご負担となります。
- スマート行使での議決権行使は1回に限ります。行使後に内容を変更される場合は議決権行使ウェブサイトをご利用ください。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。
- インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。

TAKARA & COMPANYについて

プロフィール

「専門知識を活かして皆様のお役に立ちたい」という創業者の想いから生まれた当社グループは、宝印刷の創業以来、企業の正確かつスピーディな情報開示をお手伝いし、ディスクロージャー&IR領域で事業基盤を確立してまいりました。昨今、企業価値の拡大を目指すお客様のニーズは多様化、複雑化しています。当社はそれにお応えすべく新たな事業基盤づくりに向けて、「ディスクロージャー関連事業」と「通訳・翻訳事業」を2本の成長柱とし、ポートフォリオの変革へと動き出しています。創業70年を越えて、さらなる成長の実現を目指します。

培ってきた強み

グループの全体像

当社グループは、サステナビリティ経営を推進し、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制のもと、傘下の企業はそれぞれが専門性の高い事業を有し各社の連携を深め協業することで、グループ一丸となってお客様の課題解決に挑んでいます。

ディスクロージャー関連事業

宝印刷株式会社	事業内容　上場企業の制度開示、任意開示に関するサポートのほか、上場準備企業向けには上場申請をサポートするディスクロージャー&IRの専門会社。印刷物に限らずWEBやコンサルティングなど、多様なかたちで顧客の情報開示を支援しています。
株式会社タスク	事業内容　多数のIPO支援実績を持つコンサルティング会社。企業情報を収集・分析する「企業プロファイリング力」を武器に、IPO支援からM&A支援、AIプロファイリングなど7つの事業を展開し、顧客企業の経営をあらゆる角度からサポートしています。
株式会社 スリー・シー・コンサルティング	事業内容　「会計人の仕事を作業から経営判断へ」を掲げ、「開示書類自動作成システム」と「予算財務諸表自動作成システム（予算会計エクスプレス）」を開発。日本初の両システムを通して、高度な経営判断と効率的な決算開示の実現に貢献しています。
株式会社イーツー	事業内容　ICT戦略を担うWEB制作・システム開発会社。WEBサイトやシステムなどの受託制作と、コミュニケーションを支援するシステムなど自社商品・サービス開発を通して、多様化する顧客の課題に技術力と提案力で応えています。

通訳・翻訳事業

株式会社 サイマル・インターナショナル	事業内容　1965年の創業以来、質の高いサービス提供によりビジネス通訳・翻訳業界で強固なブランドを確立しています。政府官公庁や財界、企業などを主要顧客に持ち、国際コミュニケーション活動をサポートしています。
株式会社十印	事業内容　創業以来、翻訳会社のパイオニアとして日本の翻訳業界を牽引。単なる翻訳にとどまらない“現地化”サービスを提供。品質とスピード、キャパシティが顧客に評価され、あらゆる産業分野で翻訳の実績を積み重ねています。

「新・中期経営計画2026進捗状況」

当社グループは2030年に向けた「あるべき姿」を設定し、その達成のための成長戦略として2024年5月期から2026年5月期までの3年間を計画期間とする中期経営計画の達成に向けて取り組んでいます。

2030年に向けたあるべき姿

当社グループは、各マテリアリティにおいて定めた2030年までのアクションプランを実行し、5つのマテリアリティを実現することをビジョンとしております。これを通じ、社会に対する使命と、当社グループ内への使命を果たすことで、持続的に企業価値を高めてまいります。

その一つの目安として、引き続き毎期の着実な利益成長と10%超のROEを目標として設定します。

- 毎期の着実な利益成長
- 10%超のROEを目標

5つのマテリアリティ	● 専門知識の蓄積・研鑽と発信　● ガバナンスの深化　● 従業員の幸せ ● 環境問題解決に向けたソリューションの創出　● ステークホルダーとの共栄

新・中期経営計画2026

グループ基本方針	● サステナビリティ経営の推進　● グローバル化の拡大促進　● 新事業領域の拡大 ● グループ戦略立案とグループ連携の強化　● グループ各社の企業価値向上

2024年5月期の状況

ディスクロージャー関連事業

・統合型ビジネスレポートシステム「WizLabo」の導入顧客数が増加
・金融商品取引法関連文書の翻訳の売上が増加
・統合報告書の売上が増加
・WEB関連、公告関連売上が増加
・企業の開示プロセス支援に係るシステム開発の受注による売上が増加

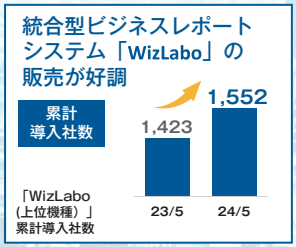

通訳・翻訳事業

・コロナ禍で中止、延期となっていた日本での国際会議、イベントが復活
・オンサイトでの会議、オンラインとの組み合わせによるハイブリッド型会議など様々な形式で受注件数が増加し、売上が増加
・企業活動の活発化から経営関連の翻訳需要は安定し、大型入札案件などの受注から、国内外で売上が拡大

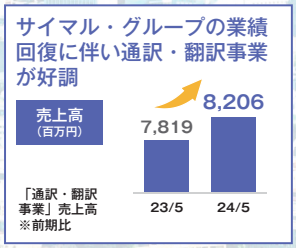

財務・非財務ハイライト

連結財務ハイライト

	中期経営計画2026			
	2024年5月期（計画）	**2024年5月期（実績）**	2025年5月期（計画）	2026年5月期（計画）
売上高	288億円	**292億円**	300億円	330億円
ディスクロージャー関連事業	–	**210億円**	–	–
通訳・翻訳関連事業	–	**82億円**	–	–
営業利益	39億円	**42億円**	43億円	43億円
セグメント利益※				
ディスクロージャー関連事業	–	**33億円**	–	–
通訳・翻訳関連事業	–	**5億円**	–	–
経常利益	–	**43億円**	–	–
親会社株主に帰属する当期純利益	26億円	**30億円**	29億円	29億円
ROE	10.1%	**11.5%**	10.2%	10.0%
1株当たり配当金	80.0円	**80.0円**	90.0円（予想）	

※ セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と、前期は619百万円、当期は334百万円、調整を行っております。

非財務ハイライト

水使用量※1 (㎥)

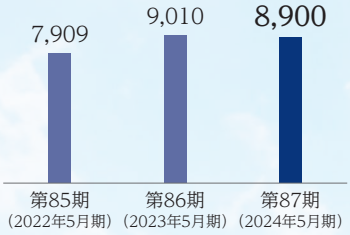

CO_2排出量（電力使用量限定）※1 (t-CO_2)

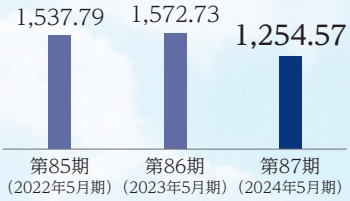

紙ゴミのリサイクル量※1 (t)

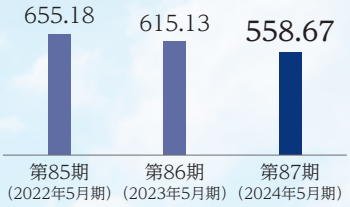

従業員数※2 ■男性 ■女性 (名)

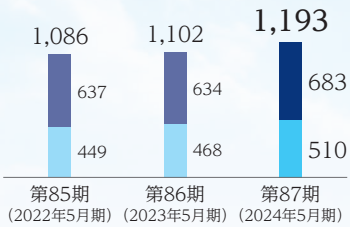

※1 ㈱TAKARA & COMPANYおよび宝印刷㈱の数値です。
2 連結会社での数値です。

ESGの取組み

コーポレート・ガバナンス

▶ 各役員の専門性や役員の選任方針・指名手続等については18頁および19頁をご覧ください。
▶ 役員報酬決定の方針および手続については33頁および34頁をご覧ください。

コーポレート・ガバナンスに対する考え方および体制

当社は、「社会の公器としての使命を果たす」という企業理念のもと、「グループ各社の専門性を磨き、お客様の企業価値拡大に貢献し、社会になくてはならないグローバル企業であり続ける」を目指す姿としています。またサステナビリティ基本方針および5つからなる行動指針（Value、Integrity、Professionalism、Diversity、Judgment）のもと、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに対しグループ全体の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの改善を図り、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

組織形態	監査役会設置会社
取締役会議長	取締役社長
取締役人数	７名 うち社外取締役４名
女性取締役人数	２名 うち社外取締役２名
取締役の任期	１年
取締役会開催回数	14回／年（第87期）
監査役人数	３名 うち社外監査役２名

（注）2024年5月31日時点

政策保有株式の保有方針および議決権行使の基準

1. 政策保有株式の保有方針

当社の政策保有株式の保有方針は、当社グループの営業上の取引関係の維持、強化、連携等による企業価値向上を目的とします。当社は、当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等を随時確認しています。取締役会には、四半期ごとに当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等と資本コストを勘案して保有方針どおりの対応が行われているかを報告するものとします。

2. 議決権行使

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断のうえ、当社グループにおける営業上の取引関係等と資本コストを勘案して総合的に判断することとします。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針
コーポレート・ガバナンス報告書
URL: https://www.takara-company.co.jp/ir/policy/

サステナビリティ推進体制

当社グループは社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うことを目的とし、取締役会の諮問機関として当社取締役会のもとに「サステナビリティ委員会」を設置しています。本委員会は、取締役会が指名する3名以上の者で構成され（そのうち常勤取締役1名以上、独立社外取締役1名以上を含むものとする）、委員長は常勤取締役から取締役会が指名し、サステナビリティ実行委員会からサステナビリティに関する活動報告や課題提議などを受けて当社取締役会に報告・提議を行っています。

サステナビリティ推進体制図

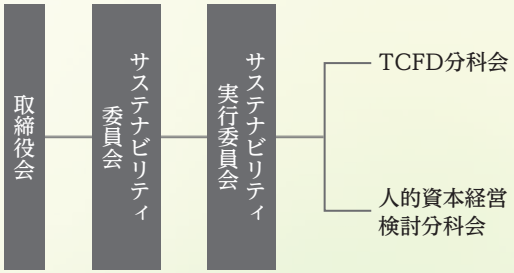

当社グループのマテリアリティ

当社グループは「社会の公器としての使命を果たす」という企業理念を掲げています。

当社グループの事業は、お客様のコーポレートコミュニケーション、グローバルコミュニケーションを、様々な形で支援していくことです。お客様のステークホルダーへの情報提供の一助を担い、グローバルソリューションを提供することで、結果として、資本市場における建設的な対話を促進し、日本社会のグローバル化の一翼を担い、人々が未来に向かって豊かに暮らせるサステナブルな社会づくりに貢献できるものと考えています。

当社グループはこうした考えのもと、地球環境に配慮しながらステークホルダーと価値を共創し、共に持続的に成長していくために、当社グループが注力すべきマテリアリティ（重要課題）を特定しています。

マテリアリティ	マテリアリティに注力することで私たちが実現したいこと	重要テーマ（**太字は最重要テーマ**）
専門知識の蓄積・研鑽と発信	● 蓄積した専門知識や高度なスキルをベースに、お客様のコーポレートコミュニケーションおよびグローバルコミュニケーションにおける課題の解決に貢献する。	**専門知識の研鑽** グループ各社の特性を活かしたイノベーションの実現 お客様への適時適切な情報提供
ガバナンスの深化	● お客様が配信する情報に対する信頼性を維持することで、資本市場の発展に貢献する。 ● グローバルコミュニケーション支援により、国内への投資拡大に貢献する。	**コンプライアンスの徹底** 情報セキュリティの強化 グループガバナンスの確立
従業員の幸せ	● 多様な従業員が仕事を通じて自己実現を図り、生活に幸福と満足を感じ、事業において活発にイノベーションを創出し続けることで、お客様の企業価値向上に貢献する。	**お互いを認め合い、互いに成長できる職場環境づくり** 生産性を最大化する多様な働き方の推進 ウェルビーイング（Well-being）の実現
環境問題解決に向けたソリューションの創出	● グループ全体の環境負荷低減を推進する。 ● お客様の環境問題側面における課題解決の取組みを支援することで、地球環境の保護に貢献する。	**環境問題に取り組む企業への支援** 限りある資源の有効活用 気候変動問題への対応
ステークホルダーとの共栄	● ステークホルダーとともに新たな価値を創出する、経営のプラットフォームとしての役割を担うことで、持続可能な社会づくりに貢献する。	**ステークホルダーとの対話推進** サプライチェーンマネジメントの深化 公共セクター（政府関係団体等）との協働と価値創出

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

男性５名（71.4%）女性２名（28.6%）

候補者番号			氏　名（年齢）	現在の当社における地位	上場企業の兼職数	当事業年度の取締役会への出席状況
1	再任		堆（あくつ）　誠一郎（せいいちろう）（満70歳）	代表取締役社長	－社	100%（14回／14回）
2	再任		野村（のむら）　周平（しゅうへい）（満41歳）	取締役	－社	100%（14回／14回）
3	再任 社外 独立		井植（いうえ）　敏雅（としまさ）（満61歳）	取締役	3社	100%（14回／14回）
4	再任 社外 独立		関根（せきね）　近子（ちかこ）（満70歳）	取締役	2社	100%（14回／14回）
5	再任 社外 独立		椎名（しいな）　茂（しげる）（満60歳）	取締役	2社	100%（14回／14回）
6	再任 社外 独立		川島（かわしま）　いづみ（満69歳）	取締役	1社	100%（10回／10回）
7	新任		白井（しらい）　恒太（こうた）（満63歳）	－	－社	－

候補者番号 1 堆 誠一郎（あくつ せいいちろう） 再任

生年月日
1953年12月17日生　満70歳

当事業年度の取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

所有する当社株式数
63,360株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。1991年８月に取締役、2002年８月に代表取締役社長就任以来、当社グループの経営統括責任者としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年１月	宝印刷株式会社 （現 株式会社TAKARA ＆ COMPANY）入社
1989年５月	同社社長室長
1991年７月	同社総合企画部長
1991年８月	同社取締役総合企画部長
1996年10月	同社取締役経理部長
1997年８月	同社常務取締役経理部長
2002年８月	同社代表取締役社長（現任）
2019年12月	宝印刷株式会社（新設）代表取締役社長（現任）

候補者番号 2 野村 周平（のむら しゅうへい） 再任

生年月日
1983年６月７日生　満41歳

当事業年度の取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

所有する当社株式数
900株（※）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門および営業部門を中心に当社業務を経験し豊富な知識と経験を有しており、当社グループ経営に貢献することが期待できることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2007年10月	宝印刷株式会社 （現 株式会社TAKARA ＆ COMPANY）入社
2010年12月	株式会社野村代表取締役（現任）
2015年２月	宝印刷株式会社 名古屋営業所長
2019年７月	同社執行役員 ディスクロージャー＆IR営業一部長
2019年12月	宝印刷株式会社（新設）執行役員 ディスクロージャー＆IR営業一部長
2022年８月	同社取締役常務執行役員 ディスクロージャー＆IR営業本部長（現任） 当社取締役（現任）

※ 株式会社野村 代表取締役であり、同社は当社株式632,800株（持株比率4.87%）を別途所有しております。

候補者番号 3 井植（いうえ） 敏雅（としまさ）

再任　社外　独立

生年月日
1962年12月３日生　満61歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

所有する当社株式数
－株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

代表取締役をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役として客観的な立場から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。
なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年４月	三洋電機株式会社入社
1996年６月	同社取締役
2002年６月	同社代表取締役副社長
2005年６月	同社代表取締役社長
2007年６月	同社特別顧問
2010年２月	株式会社LIXILグループ副社長執行役員
2011年４月	株式会社LIXIL取締役副社長執行役員
2016年６月	株式会社LIXILグループ取締役
2017年７月	同社顧問
2018年６月	株式会社エンプラス社外取締役（監査等委員）（現任）
2019年８月	宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA ＆ COMPANY）取締役（現任）
2020年６月	亀田製菓株式会社社外取締役（現任） 株式会社酉島製作所社外取締役（現任）

候補者番号 4 関根（せきね） 近子（ちかこ）

再任　社外　独立

生年月日
1953年12月16日生　満70歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

所有する当社株式数
－株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手化粧品会社の執行役員として培われた経験に加え、他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役として多角的な視点から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。
なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年４月	資生堂山形販売株式会社入社
2006年４月	資生堂販売株式会社（現 資生堂ジャパン株式会社）大阪支店支店長
2008年４月	株式会社ディシラ本部出向 全国営業本部長
2009年10月	株式会社資生堂国際マーケティング部 美容企画推進室室長
2012年４月	同社執行役員
2014年４月	同社執行役員常務
2016年１月	同社顧問
2018年４月	株式会社Bマインド代表取締役（現任）
2018年６月	株式会社バルカー社外取締役（現任）
2019年８月	宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA ＆ COMPANY）取締役（現任）
2021年６月	東リ株式会社社外取締役（現任）

候補者番号 5 椎名（しいな） 茂（しげる）

再任　社外　独立

生年月日
1964年５月10日生　満60歳

当事業年度の取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

所有する当社株式数
－株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

グローバル企業における経営者としての豊富な経験に加え、M＆Aや情報技術に関する幅広い知見を有しております。社外取締役として企業経営の専門家として取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。
なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年10月	NEC株式会社入社
1999年５月	KPMGグローバルソリューション株式会社入社
2007年７月	ベリングポイント株式会社常務執行役員
2009年５月	プライスウォーターハウスクーパースコンサルタンツ株式会社常務執行役員
2012年７月	プライスウォーターハウスクーパース株式会社代表取締役社長
2016年６月	KPMGコンサルティング株式会社代表取締役副社長
2019年４月	慶應義塾大学理工学部訪問教授（現任）
2019年10月	日本障害者スキー連盟会長（現任）
2020年６月	株式会社ミクニ社外取締役（現任）
2021年３月	株式会社ホットリンク社外取締役（現任）
2021年６月	C Channel株式会社社外監査役（現任）
2021年８月	当社取締役（現任）
2022年８月	マーヴェリック株式会社代表取締役（現任）

候補者番号 6 川島（かわしま） いづみ

再任　社外　独立

生年月日
1955年６月25日生　満69歳

当事業年度の取締役会への出席状況
100%（10回／10回）

所有する当社株式数
－株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

金融商品取引法、会社法を大学研究機関において長きに渡り専門領域とし、また英国、米国の会社法にも十分な知見を有しております。社外取締役としてサステナビリティ開示を含む法令研究の専門家として取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。
なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年３月	早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学
1989年４月	岐阜経済大学経済学部助教授
1996年４月	専修大学法学部教授
2004年９月	早稲田大学社会科学総合学術院教授（現任）
2016年６月	沖電線株式会社社外取締役
2018年６月	沖電気工業株式会社社外取締役（現任）
2023年８月	当社取締役（現任）

候補者番号 **7** 白井 恒太（しらい こうた） 新任

生年月日
1961年５月23日生　満63歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
－

所有する当社株式数
2,500株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、顧客向けITツールの開発部門および営業部門を中心に当社業務を経験するとともに、金融機関での勤務や海外駐在経験を活かし、グループ会社間の事業連携や営業展開等を幅広く推進しており、当社のグループ経営に貢献することが期待できることから、取締役候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年４月　株式会社富士銀行
（現 株式会社みずほ銀行）入行
2015年12月　宝印刷株式会社
（現 株式会社TAKARA ＆ COMPANY）入社
2017年７月　同社執行役員ITサービス営業部長
2019年12月　宝印刷株式会社（新設）執行役員
ディスクロージャー＆IR営業三部長
2022年８月　同社取締役常務執行役員（現任）

(注)1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 井植敏雅氏、関根近子氏、椎名茂氏および川島いづみ氏は、社外取締役候補者であります。
4. 川島いづみ氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、選任理由に記載したとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 井植敏雅氏、関根近子氏、椎名茂氏および川島いづみ氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 川島いづみ氏は、2023年８月25日開催の第86回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の出席回数を記載しております。
7. 堆誠一郎氏は、2024年８月19日開催予定の宝印刷株式会社第５回定時株主総会およびその後に開催される取締役会において、同社代表取締役会長に、また白井恒太氏は同社代表取締役社長に就任予定であります。
8. 当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は本契約を、保険期間の終了後も更新することを予定しております。

（ご参考）

第１号議案が承認された場合の役員体制および当社が特に期待する専門性は以下のとおりとなります。
なお、これらは各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

	氏 名		企業経営/経営戦略	財務・会計/M&A	ディスクロージャー営業/金融	通訳・翻訳/グローバル	ESG/ダイバーシティ	法務/コンプライアンス
取締役	堆　誠一郎	再任	●	●	●		●	
	野村　周平	再任	●	●	●		●	
	井植　敏雅	再任 社外 独立	●	●		●	●	
	関根　近子	再任 社外 独立	●	●		●	●	
	椎名　茂	再任 社外 独立	●	●		●	●	●
	川島 いづみ	再任 社外 独立	●		●		●	●
	白井　恒太	新任	●	●	●	●	●	
監査役	菅谷　憲利				●		●	●
	松尾　信吉	社外 独立	●	●	●		●	
	高野 大滋郎	社外 独立	●	●		●	●	●

企業経営/経営戦略 …… 企業経営の経験やリスクマネジメントの知見を有する
財務・会計/M&A …… 有資格者および財務・会計の知見やM＆Aの経験を有する
ディスクロージャー営業/金融 … ディスクロージャーの営業経験や金融商品・金融分野の知見が豊富である
通訳・翻訳/グローバル …… 通訳・翻訳事業の経験や業界知見および海外事業展開や外国企業とのビジネス経験を有する
ESG/ダイバーシティ …… 環境、社会貢献活動や、企業ガバナンス等の知見、多様な働き方等への知見を有する
法務/コンプライアンス …… 有資格者および法律の知見やコンプライアンスへの知見を有する

第２号議案　社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年8月27日開催の第84回定時株主総会において、年額１億8,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）としてご承認いただいておりますが、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役の将来的なさらなる増員等にも備えるため、取締役の報酬額のうち社外取締役分の報酬額を増額いたしたいと存じます。

つきましては、取締役の報酬額については、引き続き年額１億8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く。）と据え置きますが、社外取締役分の報酬額を年額5,000万円以内へと改定いたしたいと存じます。

また、本議案における社外取締役の報酬額の上限は、取締役個人別報酬の額および算定方法の決定権限を有する各取締役により構成される取締役会において整合性も含め審議し、決定されたものであることから、決定方針に沿うものであり相当であると考えております。（当該方針等の内容は、33頁および34頁をご参照ください。）

なお、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は７名（うち社外取締役４名）となります。

（ご参考）

役員の選任方針・指名手続等

当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければなりません。すべての取締役は、その任期を１年とし、定時株主総会決議による選任の対象としています。

社外取締役および非常勤取締役の選定に当たっては、次項の独立性判断基準を参考としています。取締役および監査役候補者は、指名・報酬委員会から提言を得て、この方針に従って選定し、取締役会で決定いたします。また、兼任に関する基本的な考え方としては、独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外に４社を超えて他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼任してはならないこととしています。

独立社外取締役の独立性判断基準

独立社外取締役および非常勤取締役は、取締役会における自由闊達で建設的な検討への貢献が期待できる人物として、「当社の業務執行を行う経営陣から独立した中立的な立場から経営判断を行うために必要な幅広く且つ奥行きのある豊富な経験と高い見識を有する者」を基本として選任します。独立社外取締役を選任する際の独立性判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者とします。

監査役の選任方針

当社の監査役は、優れた人格ならびに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとし、監査役のうち少なくとも１名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者でなければならないとしています。

以　上

事業報告 2023年６月１日から2024年５月31日まで

当社グループの現況

1. 財産および損益の状況

（連結）		第83期（2020年５月期）	第84期（2021年５月期）	第85期（2022年５月期）	第86期（2023年５月期）	第87期（2024年５月期）
売上高	（百万円）	19,116	24,777	25,317	27,568	29,278
営業利益	（百万円）	2,247	2,707	3,560	3,811	4,231
売上高営業利益率	（%）	11.8	10.9	14.1	13.8	14.5
経常利益	（百万円）	2,363	2,881	3,680	3,983	4,307
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	1,555	1,639	2,249	2,595	3,014
１株当たり当期純利益	（円）	139.01	130.01	171.29	197.66	231.76
包括利益	（百万円）	1,747	2,584	2,150	2,763	3,917
総資産	（百万円）	26,450	30,972	30,923	33,443	36,194
純資産	（百万円）	16,582	22,468	23,363	25,082	28,001
１株当たり純資産額	（円）	1,437.01	1,672.20	1,754.86	1,895.87	2,130.24
自己資本比率	（%）	60.8	70.8	74.6	74.0	76.4
自己資本利益率（ROE）	（%）	10.0	8.6	10.0	10.9	11.5
株価収益率	（倍）	13.6	13.2	10.6	11.1	11.5
配当性向	（%）	38.8	41.5	33.9	35.4	34.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	3,069	2,530	2,743	4,723	3,355
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△5,187	△1,356	△898	△691	△832
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	1,476	1,193	△1,234	△1,191	△1,371
現金及び現金同等物の期末残高	（百万円）	7,260	9,640	10,191	13,034	14,536

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第85期（2022年５月期）の期首から適用し、第85期（2022年５月期）以降にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

売上高

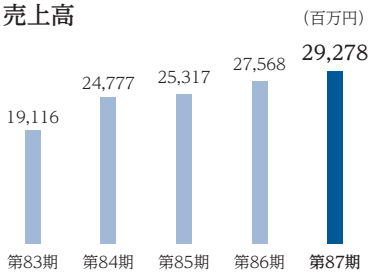

営業利益

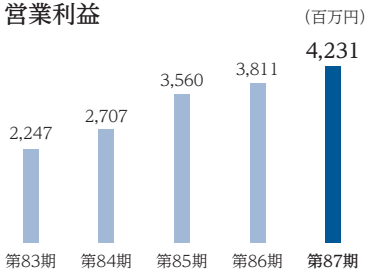

親会社株主に帰属する当期純利益／ROE

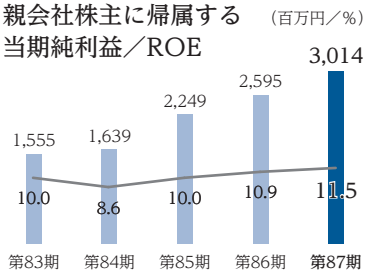

2．主な事業内容

当社グループの主な事業は、日本国内の上場会社を中心としたディスクロージャー関連事業と、日本国内および米国を中心とした通訳・翻訳事業です。具体的には、ディスクロージャー関連事業では、株式上場申請書類などのIPO（新規上場）関連サービスから、金融商品取引法や投資信託法関連サービス、株主総会招集通知などの会社法関連サービスに加え、IR（インベスター・リレーションズ）、事業報告書や株主通信などのSR（シェアホルダー・リレーションズ）、統合報告書やCSR報告書などのESGといった任意開示関連サービスも手掛けるとともに、国内企業の海外投資家向けIR支援を提供しております。

通訳・翻訳事業では、国際会議やイベント、シンポジウム等における通訳サービスのほか、一般的な翻訳サービスに加えて欧米企業が日本でサービスを提供する際の読み手への高い訴求力が求められるローカライズやトランスクリエーション（マーケティング／クリエイティブ色の強い翻訳）サービスも提供しております。

当社グループでは経営成績を「ディスクロージャー関連事業」および「通訳・翻訳事業」の２区分で報告しており、このうちディスクロージャー関連事業は、売上高の観点から右のように製品区分別の情報を補足してご説明しております。

いずれの製品区分においても、当社グループが自前で印刷工場を保有し、秘匿性・迅速性が求められるディスクロージャーとIR特有のプロフェッショナルとしてのノウハウが、共通の強みとなっております。

ディスクロージャー関連事業の製品区分

■金融商品取引法関連製品

主な製品　有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書、目論見書、上場申請のための関係書類、WizLabo、他

重要な要素
- 正確で適切な書類チェック
- XBRLデータを含む提出書類作成用システムの優位性
- IPO企業の上場申請書類作成を通じた育成・指導

■会社法関連製品

主な製品　株主総会招集通知、決議通知、配当金関係書類、他

重要な要素
- 正確で適切な書類チェック
- 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力

■IR関連製品

主な製品　株主通信（事業報告書）、ディスクロージャー誌（金融法人）、アニュアルレポート、CSR報告書、統合報告書、会社案内、他

重要な要素
- 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力
- 優れたデザイン力
- 投資家の意識に届く企画コンサルティング

■その他製品

主な製品　株主優待、法定公告、一般印刷物、他

重要な要素
- 適切な企画提案力
- 顧客の問題解決能力

3. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化に伴うインバウンド需要の大幅な回復や堅調な企業業績等を背景に、年度を通じて景気は緩やかな回復が続きましたが、原材料・エネルギー価格の高止まりや継続する物価上昇など設備投資や個人消費が下振れする懸念要素もあり、依然として不透明な状況が続いております。

こうした状況のもと、当社グループのディスクロージャー関連事業に関係が深い国内株式市場においては、国内景気の回復および業績好調な半導体関連株や円安を背景に輸出関連株の買いが膨らみ、２月下旬には日経平均株価が34年ぶりに最高値を更新するなど、30,000円台から40,000円台の水準で推移しました。

このような事業環境において、多様化・高度化する情報開示に対するシステムの技術革新等を含めた対応要請、オンライン化、事業体のグローバル化への動きは今後も一層進展していくものと考えております。

ディスクロージャー関連事業では、企業価値の拡大を目指すお客様のニーズにお応えするべく、決算開示実務の一層の利便性向上を推進する統合型ビジネスレポートシステム「WizLabo（ウィズラボ）」の導入社数の増加に注力し、「ネットで招集」や株主総会の動画配信（ライブ・オンデマンド）をはじめとする株主総会プロセスの電子化への対応にも引き続き取り組んでまいりました。また、改訂コーポレートガバナンス・コード適用や資本コストを意識した経営の実現に向け積極性を増すステークホルダーとの対話や、海外投資家に向けた英語での会社情報の開示への一層の取組みに際して必要となるIR支援・翻訳サービスのほかにも、サステナビリティ情報を含む非財務情報開示の充実化への需要に対する統合報告書の作成や環境関連のコンサルティング等、各サービスにおける提案力・制作体制・品質の強化を進めてまいりました。

一方、通訳・翻訳事業では、回復した大型会議およびイベント開催のほか、従来よりも安価で簡便な形での大規模なイベントの通訳や、海外での会議における通訳者の海外渡航を伴わない国内からの通訳を可能にする遠隔同時通訳プラットフォーム“interprefy”がコロナ禍で普及し、これを利用した会議・通訳の需要は安定的に推移しており、通訳事業の基盤の一つを構築するものとして捉えております。

その結果、当連結会計年度の売上高は29,278百万円（前連結会計年度比1,710百万円増、同6.2％増）となりました。利益面については、営業利益は4,231百万円（同419百万円増、同11.0％増）、経常利益は4,307百万円（同324百万円増、同8.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,014百万円（同418百万円増、同16.1％増）となりました。

セグメント別の状況

売上高をセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

なお、セグメントの業績数値は、セグメント間の内部売上高または振替高を相殺消去し記載しております。

セグメント別売上高構成比

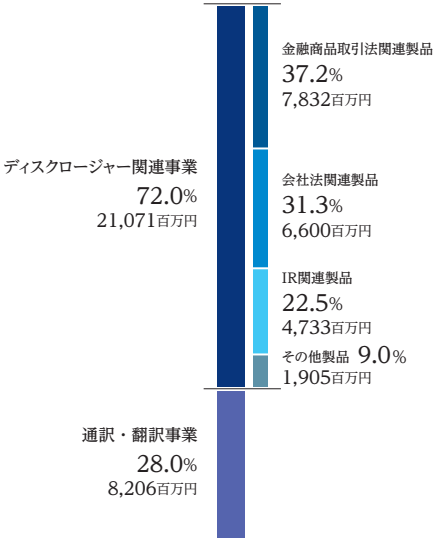

ディスクロージャー関連事業

売上高21,071百万円　前連結会計年度比6.7%増

当セグメントにおきましては、統合型ビジネスレポートシステムや株主総会関連商材の売上が増加したことにより、売上高は21,071百万円（同1,322百万円増、同6.7%増）となり、セグメント利益は3,368百万円（同720百万円増、同27.2%増）となりました。

「ディスクロージャー関連事業」を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

■金融商品取引法関連製品

売上高7,832百万円　前連結会計年度比6.0%増

統合型ビジネスレポートシステム「WizLabo」の導入顧客数の増加や、金融商品取引法関連文書の翻訳の売上が増加したことにより、売上高は7,832百万円（同440百万円増、同6.0%増）となりました。

■会社法関連製品

売上高6,600百万円　前連結会計年度比1.6%増

株主総会招集通知の早期開示傾向の影響により、関連する売上が当連結会計年度の2024年５月に移行する傾向が見られ、売上高は6,600百万円（同104百万円増、同1.6%増）となりました。

■IR関連製品

売上高4,733百万円　前連結会計年度比4.8%増

統合報告書の売上が増加したことにより、売上高は4,733百万円（同216百万円増、同4.8%増）となりました。

■その他製品

売上高1,905百万円　前連結会計年度比41.7%増

WEB関連、公告関連売上が増加したことや、企業の開示プロセス支援に係るシステム開発の受注などにより、売上高は1,905百万円（同561百万円増、同41.7%増）となりました。

通訳・翻訳事業

売上高8,206百万円　前連結会計年度比5.0%増

当セグメントにおきましては、売上高は8,206百万円（同387百万円増、同5.0%増）となりました。

通訳事業においては、新型コロナウイルス感染症が５類に移行した2023年5月前後からコロナ禍で中止、延期となっていた日本での国際会議、イベントが復活し、通期ではコロナ禍で需要が増えたオンラインでの社内会議が安定的に推移したことにより、オンサイトでの会議、オンラインとの組み合わせによるハイブリッド型会議など様々な形式で受注件数が増加し、売上が増加しました。翻訳事業においては、企業活動の活発化から経営関連の翻訳需要は安定しており、大型入札案件なども受注しており、国内外で売上が拡大しています。一方、利益面では、体制強化による販管費の上昇や、マーケットにおいて翻訳単価が下がっていることもあり原価率が高く推移したことで、セグメント利益は528百万円（同15百万円減、同2.9%減）となりました。

４．設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1,032百万円であり、その内訳は、有形固定資産554百万円、無形固定資産478百万円であります。主なものは、統合型ビジネスレポートシステム（WizLabo）の開発によるものであります。現在も、ユーザーニーズに応えるため継続してシステム開発および保守に取り組んでおります。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

５．事業の譲渡等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

6．対処すべき課題

当社グループにとって対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) グループ経営の強化

当社グループは、継続的に中期経営計画を策定・公表しております。この目標を達成するため、サステナビリティ経営を推進し、グループ間シナジーの創出を通じて企業価値向上を持続的に実現してまいります。

(2) 新規事業の開拓と育成

当社グループがさらに飛躍するためには、新規事業の開拓と育成が必要と考えております。当社グループは、ディスクロージャー＆IR事業を基盤として、その周辺分野へサービスの範囲を拡げ、新規事業の開拓と育成、特に、通訳・翻訳に関する事業リソースを生かしてグローバルな領域に拡大を図っていくことを進めてまいります。

(3) 開示支援サービスの信頼性向上

ディスクロージャー＆IR事業の環境変化とお客様のニーズを的確に捉え、効率的で使いやすい決算プロセス自動化ツールの提供と決算開示支援サービスの拡充、ディスクロージャー関連法令等の改正に関するアドバイスやIPO、ESGコンサルティングサービスの品質の向上など、従来の業務のクオリティをさらに改善し、お客様の信頼に応えてまいります。お客様に満足していただけるサービスの提供を通じて、信頼性の向上を図り、法定開示書類、任意開示書類の受注拡大、IPOにおける受注強化を目指してまいります。

(4) 株主総会プロセスの電子化への対応

株主総会プロセスの電子化は、印刷物の減少による売上縮小につながるリスクがあります。これに対し、法令に則った株主総会招集通知を作成し、お客様企業の事業内容等をわかりやすく株主に伝えるというサービス提供を通じ築き上げてきた本質的な部分での当社グループの優位性を基盤とし、「ネットで招集」やWEB開示支援サービス等、新サービスの開発ならびに会社法関連製品の強化により、株主総会招集通知の電子化への対応をはじめとする多様化・高度化する情報開示のニーズへの対応に取り組んでまいります。

(5) 通訳・翻訳事業の拡大と高品質＋αの競争優位性の確立

ローカライズやトランスクリエーション（マーケティング／クリエイティブ色の強い翻訳）サービスのさらなる拡大と、通訳者・翻訳者ネットワークの強化によるさらなる高品質サービスの提供、機械翻訳の品質向上、遠隔通訳サービスの拡大によるお客様の利便性向上により、通訳・翻訳事業の高品質＋αの競争優位性の確立を実現してまいります。

7．主要な事業所および工場

(1) 事業所

当社本社	東京都豊島区高田三丁目28番８号

(2) 子会社の主要な事業所および工場の状況

宝印刷株式会社	
本社	東京都豊島区高田三丁目28番８号
本社別館工場	東京都豊島区高田三丁目23番９号
本社別館クリスタルエイトビル	東京都豊島区高田三丁目23番10号
浮間工場	東京都北区浮間四丁目24番23号
名古屋支店	名古屋市中区錦一丁目20番25号
大阪支店	大阪市中央区瓦町三丁目６番５号
大阪支店別館工場	大阪市中央区上町一丁目24番17号
札幌営業所	札幌市中央区大通西十一丁目４番
広島営業所	広島市中区紙屋町一丁目１番20号
福岡営業所	福岡市中央区天神二丁目14番２号
株式会社サイマル・インターナショナル	東京都中央区銀座七丁目16番12号
株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ	東京都中央区銀座七丁目16番12号
株式会社十印	東京都中央区銀座七丁目16番12号
TOIN AMERICA INC.	970W. 190Th Street, Suite 920 Torrance, CA 90502
TOIN EUROPE B.V.	Rokin92, 1012KZ, Amsterdam
株式会社タスク	東京都豊島区高田三丁目13番２号
ディスクロージャー・イノベーション株式会社	東京都豊島区高田三丁目28番８号
株式会社スリー・シー・コンサルティング	東京都豊島区高田三丁目14番29号
株式会社イーツー	東京都豊島区高田三丁目32番１号
株式会社ＴＳＳコンサルティング	東京都豊島区高田三丁目13番２号
株式会社宝印刷D＆IR研究所	東京都豊島区高田三丁目32番１号
仙台宝印刷株式会社	仙台市宮城野区榴岡四丁目２番３号
Translasia Holdings Pte. Ltd.	230 Victoria Street Bugis Junction, #15-01/08, Singapore 188024
一般社団法人日本IPO実務検定協会	東京都豊島区高田三丁目28番８号

8．重要な親会社および子会社の状況

（1）親会社の状況

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
宝印刷株式会社	200,000千円	100.00%	ディスクロージャーならびにIR関連物のコンサルティング、制作、印刷等
株式会社サイマル・インターナショナル	40,000千円	100.00%	通訳・翻訳サービス、通訳機材・会議機材運用事業等
株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ	20,000千円	100.00% （100.00%）	通訳・翻訳人材派遣紹介事業等
株式会社十印	99,980千円	100.00%	翻訳サービス等
TOIN AMERICA INC.	250,000.00＄	90.00% （80.00%）	翻訳サービス等
TOIN EUROPE B.V.	200,000.00€	100.00% （100.00%）	翻訳サービス等
株式会社タスク	35,000千円	95.00%	IPO予定会社および上場会社向けコンサルティングサービス等
ディスクロージャー・イノベーション株式会社	50,000千円	100.00% （100.00%）	ソフトウェアの販売および保守
株式会社スリー・シー・コンサルティング	50,000千円	69.51%	ソフトウェアの販売および保守
株式会社イーツー	15,000千円	86.66%	システム開発およびWEBサイト制作
株式会社ＴＳＳコンサルティング	40,000千円	100.00% （100.00%）	開示書類作成支援および決算開示コンサルティングサービス等

（注）当連結会計年度より、新たに設立したTOIN EUROPE B.V.を連結子会社といたしました。なお、当社の出資比率欄の（　）内は、間接所有割合で内数であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社サイマル・インターナショナル	東京都中央区銀座七丁目16番12号	4,949,368千円	23,874,259千円

9. 従業員の状況

(1) 当社グループの状況

区分	従業員数（名）
ディスクロージャー関連事業	840　[124]
通訳・翻訳事業	316　[39]
全社（共通）	37　[-]
合計	1,193　[163]

(2) 当社

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
37 [-]	44.6	17.6

（注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の［外書］は、派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

株式の状況

(1) 発行可能株式総数　37,000,000株

(2) 発行済株式の総数　13,153,293株

(3) 株主数　37,272名

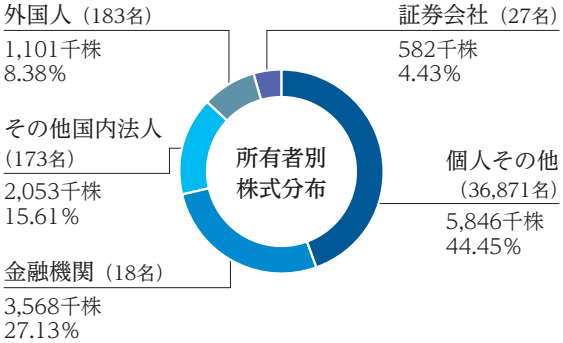

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,410	10.87
株式会社野村	632	4.87
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	593	4.57
株式会社みずほ銀行	544	4.19
株式会社三井住友銀行	476	3.67
光通信株式会社	349	2.69
SMBC日興証券株式会社	267	2.06
TAKARA ＆ COグループ社員持株会	250	1.92
野村朱実	243	1.87
三井住友信託銀行株式会社	169	1.30

（注）持株比率は自己株式（175,785株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）および執行役員に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当連結会計年度に交付した株式報酬は次のとおりです。対象取締役３名に対し、譲渡制限付株式として2023年９月22日付けで当社普通株式2,000株を交付いたしました。

役員区分	株式数（株）	交付を受けた者の人数（名）
取締役（社外取締役を除く）	2,000	3

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「役員の状況　4．役員報酬の内容」に記載のとおりであります。

役員の状況

1. 取締役および監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	堆　誠一郎	（兼職） 宝印刷株式会社代表取締役社長
取締役	岡田　竜介	常務執行役員国際事業統括部長 （兼職） 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長
取締役	野村　周平	（兼職） 宝印刷株式会社取締役常務執行役員
取締役	井植　敏雅	（兼職） 株式会社エンプラス社外取締役（監査等委員） 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社酉島製作所社外取締役
取締役	関根　近子	（兼職） 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役 東リ株式会社社外取締役
取締役	椎名　　茂	（兼職） マーヴェリック株式会社代表取締役 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役 C Channel株式会社社外監査役
取締役	川島いづみ	（兼職） 沖電気工業株式会社社外取締役
常勤監査役	菅谷　憲利	
監査役	松尾　信吉	（兼職） ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役
監査役	高野大滋郎	（兼職） TMI総合法律事務所パートナー（弁護士）

（注）1. 当社の役員は2024年５月31日現在、取締役７名、監査役３名の計10名であり、そのうち２名が女性、８名が男性で構成されています。
2. 取締役のうち井植敏雅氏、関根近子氏、椎名茂氏および川島いづみ氏は、社外取締役であります。なお、４氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役のうち松尾信吉氏および高野大滋郎氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役松尾信吉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との関係は次のとおりです。
・取締役井植敏雅氏が兼職する株式会社エンプラスとの間に重要な取引その他の関係はありません。亀田製菓株式会社および株式会社酉島製作所と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の１％未満と僅少であります。
・取締役関根近子氏が兼職する株式会社Bマインドとの間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社バルカーおよび東リ株式会社と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の１％未満と僅少であります。
・取締役椎名茂氏が兼職するマーヴェリック株式会社、株式会社ミクニおよびC Channel株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社ホットリンクと当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1％未満と僅少であります。
・取締役川島いづみ氏が兼職する沖電気工業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
・監査役松尾信吉氏が兼職するネクストリープ株式会社および生化学工業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社アンビスホールディングスと当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の１％未満と僅少であります。
・監査役高野大滋郎氏が兼職するTMI総合法律事務所と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の１％未満と僅少であります。
6. 2023年８月25日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、田村義則氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
7. 当事業年度中に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏　名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
岡田　竜介	取締役常務執行役員国際事業統括部長 （兼職） 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル 代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長	取締役常務執行役員国際事業統括部長兼 総合企画部担当 （兼職） 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル 代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長	2023年12月１日

8. 当事業年度末日後に生じた取締役と監査役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏　名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
岡田　竜介	取締役常務執行役員国際事業統括部長 （兼職） 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル 代表取締役会長	取締役常務執行役員国際事業統括部長 （兼職） 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル 代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長	2024年６月20日
	取締役常務執行役員国際事業統括部長 （兼職） 宝印刷株式会社取締役常務執行役員	取締役常務執行役員国際事業統括部長 （兼職） 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル 代表取締役会長	2024年６月21日
松尾　信吉	監査役 （兼職） ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス 社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役 株式会社フージャースホールディングス 社外取締役（監査等委員）	監査役 （兼職） ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス 社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役	2024年６月21日

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。

3. 社外役員の活動状況

各社外役員には、経営者としての豊富な経験や、法律、会計の専門家としての視点から、M&Aの実行や働き方改革といった重要案件を中心として有用なご意見をいただいております。

役職および氏名		出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	井植　敏雅	取締役会14／14回（100%）	経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。重要事項の決定に関し、様々な視点からの提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役	関根　近子	取締役会14／14回（100%）	他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。人材育成について具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役	椎名　　茂	取締役会14／14回（100%）	他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。Ｍ＆Ａや情報技術について具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役	川島いづみ	取締役会10／10回（100%）	大学研究機関および他社の社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。当社事業にかかわりが深い法令に基づく制度開示の状況やリスクマネジメントについて具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。

役職および氏名		出席状況	発言状況
監査役	松尾　信吉	取締役会14／14回（100%） 監査役会13／13回（100%）	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	高野大滋郎	取締役会14／14回（100%） 監査役会13／13回（100%）	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

（注）1. 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。
2. 川島いづみ氏は、2023年8月25日開催の第86回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の出席回数を記載しております。

4. 役員報酬の内容

（1）報酬決定の方針および手続

当社の役員の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額内で算出しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。取締役の報酬額は、2021年８月27日開催の第84回定時株主総会において、年額１億8,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は３名）であります。また、監査役の報酬額は、2006年８月24日開催の第69回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち社外監査役は２名）であります。

当社は役員の報酬等の額、またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その内容は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社グループの持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に資するよう、金額は、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとすることにしています。独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないものとしています。

取締役の報酬については、基本報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬（役員賞与）、中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（非常勤取締役および社外取締役を除く）で構成しております。

取締役の報酬額は、あらかじめ代表取締役社長より指名・報酬委員会に諮問のうえ、前記に従い当社が定めた決定方針に基づき、取締役会において決定します。また、執行役員の報酬額についても同様に決定します。個別の基本報酬額については、妥当と考えられる世間水準等をもとに経営環境等を踏まえて、各役員の能力と役割に応じて設定し、業績連動報酬（役員賞与）については、原則として中期経営計画等で掲げた業績指標（売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益）のほか、投資資本効率を重視したROE（自己資本利益率）の計画値を指標として、事業年度毎の達成状況等に応じ

て評価することとしております。なお、当事業年度の当該業績指標に関する実績は、連結計算書類に記載のとおりです。当事業年度における取締役の報酬額は、指名・報酬委員会に諮問のうえ、承認された報酬限度額内において、2023年７月７日および2023年８月25日開催の取締役会にて決定しております。なお、役員退職慰労金（以下「本制度」という。）については、株主総会での決議を前提に、当社の役員退職慰労金規程の定めに基づき職務、在任年数等に応じて算定してまいりましたが、役員報酬制度の見直しの一環として、当社は2019年度より常勤取締役等を対象とした譲渡制限付株式の付与制度（以下「RS」）を導入済みであり、後払い的要素のある本制度を廃止し、RSへの一本化を図るため、2022年７月８日開催の取締役会において本制度を廃止することを決議し、2022年８月26日開催の第85回定時株主総会終結のときをもって廃止いたしました。また、本制度の廃止に伴い、引き続き在任する取締役（社外取締役は除く）および監査役（社外監査役は除く）に対し、本制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することを同株主総会において決議し、その支給時期につきましては、対象となる取締役または監査役の退任時としております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬（非常勤取締役および社外取締役を除く）については、前記の株主総会で決議された報酬枠とは別枠で、2019年８月23日開催の第82回定時株主総会において対象取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しており、支給する金銭報酬債権の総額は年額１億円以内、当社が発行または処分する普通株式の総数は年55,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合そのほか譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総額の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総額を、合理的な範囲で調整する。）としております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は４名であります。

取締役会は、当事業年度に係る報酬等の内容は、承認された限度額内においてあらかじめ指名・報酬委員会へ諮問され、取締役個人別報酬の額および算定方法の決定権限を有する各取締役により構成される取締役会において整合性も含め審議し、決定されたものであることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬額については、株主総会で承認された前記の報酬限度額内において、監査役の協議により決定しております。

（2）非金銭報酬等に関する事項

当社では、非金銭報酬として、対象取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬を交付することとしており、導入の目的や内容については（1）に記載のとおりです。

(3) 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	87,600	66,901	17,200	3,499	3
監査役（社外監査役を除く）	15,325	11,231	4,094	—	2
社外取締役	27,000	27,000	—	—	4
社外監査役	12,000	12,000	—	—	2

（注）上記支給額のほか、2022年８月26日開催の第85回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度に退任した監査役１名に対して2,188千円を支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額177千円を含んでおります。

会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

和泉監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(2) 会計監査人に対する報酬の内容

	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
当社	25,500	–
連結子会社	–	–
計	25,500	–

（注）当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 非監査業務の内容

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 監査役会が会計監査人を適切に選定し適切に評価するための方針

監査役会は、会計監査人の選解任等の議案決定権を行使するに際して、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価します。監査役は経営執行部門から会計監査人の活動実態について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立会いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価します。また、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても検討を行います。

剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしております。また、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年２回を基本的な方針としております。

この基本方針のもと、現在、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。

なお、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に、当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。

業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容および運用状況は、以下のとおりであります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む行動規範を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

❶ 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。

❷ リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。

❸ 内部監査を担当するCSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるか否かを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

❹ 法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、直ちに取締役会および担当部署に通報し、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について担当部署が把握に努めるとともに、対応し、改善する。

❺ 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

❶ 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行する。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制を構築する。また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応に当たる。

❷ 変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入し、所管する各部署の業務を執行する。

❸ 定例の取締役会を原則月１回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を１年と定めている。

❹ 取締役会への付議議案については、取締役会規則に定める付議基準に則り提出し、取締役会における審議が十分行われるよう付議議題に関する資料は事前に全役員に配付する。

❺ 日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、効率的に業務を遂行する。

(5) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

❶ 従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、それらを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行する。

❷ 担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」等を配布するなど、適切な研修体制を構築する。また、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）を内部通報窓口とする内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程を制定・施行する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

❶ 当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月1回開催する。

❷ 当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、社長室等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行う。

❸ 当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定する。

❹ CSR部、総務部、人事部、経理部、社長室等の各担当部は、子会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社グループに及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。

❺ 当社グループは、当社の定める内部通報規程および内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程に従う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

❶ 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

❷ 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令は受けない。

また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取する。

(9) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役員および従業員は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について発生次第速やかに当社の監査役に報告する。

また、当社グループの役員および従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める内部通報規程において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

❶ 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告する。

❷ 監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

❸ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う。

❹ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除する。

取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、万一不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程に従い、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する。

2. 運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

お客様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー関連書類の印刷等を業務の根幹とする当社は、金融商品市場における情報開示支援企業としての責任を果たすことが求められております。

そのため、業務上取り扱うインサイダー情報に対する管理体制の構築および教育が重要な経営課題でありますので、役員および従業員に対して、「コンプライアンスに関する自己チェックシート」を用いた社内教育の実施や外部のeラーニングを社内で実施するなど、インサイダー情報に対する教育を定期的に行っております。

また、当社グループの基本ルール（グループ企業理念、社訓、行動規範、各種社内規程等）、統合マネジメントシステムのルール（CSR運営マニュアル等）のほか、社会の一員として必ず遵守すべき基本ルール（法令・規制要求事項）について解説した「社員向けコンプライアンステキスト」を用いた教育を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令・定款等を遵守することの徹底を図っております。

株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員会議は主要子会社である宝印刷株式会社との合同開催を含めて14回開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は、社外取締役４名を含む取締役７名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。取締役会は14回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を電子化し、そのデータベース化を図り、迅速・効率的な管理体制を構築しており、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存および管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

損失の危険の管理に関しては、リスク管理に関する規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っております。

また、内部監査におきましては、業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査の質的向上に努めております。

事業継続計画（BCP）は、全社BCPを部署ごとにおとしこみ、緊急連絡体制を構築するなど、緊急時の体制を整備しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

当社グループにおきましては、子会社役員を構成員とする会議を13回開催し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。また、当社グループ間の取引については、稟議決裁により決定しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されています。監査役会は13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、代表取締役社長およびCSR部ならびに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

(6) 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。

役員および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じる可能性があると判断されるような当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

したがって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かを判断するためや取締役会が代替案を提案するために、必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことを可能とすること等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

2. 取組みの具体的な内容の概要

(1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループはこれまで進めてきた中期経営計画およびCSR経営を引き続き継続するとともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させてまいります。

当社は、株式公開を目指した1988年頃から組織的な運営を行うため、諸規程の整備、運用、文書化の推進および内部監査を行い業務の改善に努めるとともに、利益計画を作成してまいりました。その精度をさらに高めるため当社グループを取り巻く内部環境および外部環境の分析を基に、各ステーク・ホルダーにも配意した経営計画の必要性を感じ、中期経営計画を策定することといたしました。その後、社会・環境・経済のトリプル・ボトムラインを意識した目標を加え、継続的に中期経営計画を策定しております。

その実行計画として当社および当社グループ子会社は各年度予算を策定し、全社的な目標を設定のうえ、各部門でその具体策をまとめ、グループ企業理念、社訓とともに、これに則した経営を展開し、着実な成長を実現してまいりました。

一方で、当社は、機密性または秘匿性の高い顧客のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援等を専門とするグループ子会社をもち、専門的な知識はもとより、情報管理体制、品質管理体制などが重視されます。そのため、主要子会社である宝印刷株式会社においては、プライバシーマーク認証、森林認証、日本印刷産業連合会が認定するグリーンプリンティング、ならびに印刷部浮間工場において環境規格（ISO14001）を取得し、それぞれが要求するマネジメントシステムをCSR運用マニュアルとそれに付随する各種の規定を定め、一体化して運用しております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2007年８月23日開催の当社第70回定時株主総会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、過去５度にわたり継続しており、直近では、2022年７月８日開催の取締役会において当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することを決議し、2022年８月26日開催の当社第85回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました。（以下、「本プラン」といいます。）

仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

3. 取組みの具体的な内容に対する取締役会の判断およびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」(2015年５月27日　経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008年６月30日　企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

(2) 株主意思の重視

本プランは、取締役会において決議を行い、株主総会に付議し株主の皆様に承認いただき導入しております。

また、本プランの有効期間は約３年間に限定されていること、さらに、取締役の任期は１年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、１年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることになります。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

(4) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

(5) 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

(6) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は１年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：千円

科　目	金　額	
	第87期（2024年５月31日現在）	（ご参考）第86期（2023年５月31日現在）
資産の部		
流動資産	21,498,653	19,470,855
現金及び預金	14,640,894	13,139,488
受取手形	80,935	92,887
売掛金	5,427,519	4,782,393
仕掛品	994,114	1,031,736
原材料及び貯蔵品	31,232	32,455
その他	335,239	399,257
貸倒引当金	△11,283	△7,365
固定資産	14,696,341	13,973,035
有形固定資産	4,532,737	4,186,495
建物及び構築物	665,381	662,575
機械装置及び運搬具	171,057	232,651
土地	3,130,576	3,130,576
建設仮勘定	375,133	7,315
その他	190,589	153,377
無形固定資産	4,775,619	5,429,614
のれん	1,900,789	2,110,304
顧客関連資産	660,794	770,926
ソフトウエア	1,711,062	2,026,145
ソフトウエア仮勘定	193,949	175,372
その他	309,023	346,865
投資その他の資産	5,387,984	4,356,925
投資有価証券	3,332,550	3,056,799
退職給付に係る資産	1,116,711	282,866
繰延税金資産	78,457	197,919
その他	862,136	820,976
貸倒引当金	△1,871	△1,637
資産合計	36,194,994	33,443,890

科　目	金　額	
	第87期（2024年５月31日現在）	（ご参考）第86期（2023年５月31日現在）
負債の部		
流動負債	6,946,343	7,189,024
買掛金	1,799,507	1,883,125
短期借入金	50,000	100,000
１年内返済予定の長期借入金	28,884	134,884
未払法人税等	840,264	919,567
未払費用	1,984,879	1,857,629
契約負債	1,384,553	1,283,612
役員賞与引当金	44,003	59,203
その他	814,252	951,002
固定負債	1,247,174	1,172,476
長期借入金	28,188	57,072
長期未払金	69,377	74,816
繰延税金負債	893,772	673,519
退職給付に係る負債	255,837	365,192
その他	－	1,875
負債合計	8,193,518	8,361,501
純資産の部		
株主資本	25,550,549	23,534,991
資本金	2,278,271	2,278,271
資本剰余金	4,433,053	4,432,688
利益剰余金	19,248,769	17,029,287
自己株式	△409,546	△205,256
その他の包括利益累計額	2,094,637	1,227,906
その他有価証券評価差額金	1,127,041	787,851
為替換算調整勘定	34,466	17,111
退職給付に係る調整累計額	933,129	422,943
非支配株主持分	356,289	319,491
純資産合計	28,001,475	25,082,389
負債純資産合計	36,194,994	33,443,890

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

単位：千円

科　目	金　額			
	第87期 （2023年６月１日から2024年５月31日まで）		（ご参考）第86期 （2022年６月１日から2023年５月31日まで）	
売上高		29,278,256		27,568,134
売上原価		17,059,181		16,125,277
売上総利益		12,219,074		11,442,856
販売費及び一般管理費		7,987,467		7,631,021
営業利益		4,231,606		3,811,835
営業外収益				
受取利息	122		110	
受取配当金	60,375		56,092	
不動産賃貸料	2,478		22,825	
為替差益	－		19,242	
受取手数料	21,750		42,281	
保険返戻金	－		1,763	
投資事業組合運用益	－		15,529	
その他	20,066	104,793	34,451	192,298
営業外費用				
支払利息	1,436		2,558	
売上割引	－		8,795	
為替差損	14,346		－	
投資事業組合運用損	12,987		－	
その他	87	28,858	9,279	20,634
経常利益		4,307,541		3,983,499
特別利益				
固定資産売却益	－		45,059	
投資有価証券売却益	157,865	157,865	7,979	53,039
特別損失				
固定資産除却損	91		7,401	
減損損失	9,880		－	
投資有価証券評価損	1,853		18,572	
為替換算調整勘定取崩損	－	11,824	1,059	27,034
税金等調整前当期純利益		4,453,582		4,009,504
法人税、住民税及び事業税	1,421,969		1,384,171	
法人税等調整額	△17,428	1,404,540	495	1,384,667
当期純利益		3,049,041		2,624,837
非支配株主に帰属する当期純利益		34,835		29,211
親会社株主に帰属する当期純利益		3,014,205		2,595,625

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2023年６月１日から2024年５月31日まで）

単位：千円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,278,271	4,432,688	17,029,287	△205,256	23,534,991
当期変動額					
剰余金の配当			△976,258		△976,258
親会社株主に帰属する当期純利益			3,014,205		3,014,205
自己株式の取得				△212,511	△212,511
自己株式の処分		365		8,221	8,586
連結範囲の変更			181,534		181,534
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		365	2,219,481	△204,289	2,015,557
当期末残高	2,278,271	4,433,053	19,248,769	△409,546	25,550,549

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	787,851	17,111	422,943	1,227,906	319,491	25,082,389
当期変動額						
剰余金の配当						△976,258
親会社株主に帰属する当期純利益						3,014,205
自己株式の取得						△212,511
自己株式に処分						8,586
連結範囲の変更						181,534
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	339,189	17,355	510,185	866,730	36,798	903,528
当期変動額合計	339,189	17,355	510,185	866,730	36,798	2,919,086
当期末残高	1,127,041	34,466	933,129	2,094,637	356,289	28,001,475

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1.　連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　　11社

主要な連結子会社の名称

宝印刷株式会社
株式会社タスク
株式会社スリー・シー・コンサルティング
株式会社イーツー
株式会社十印
株式会社サイマル・インターナショナル

当連結会計年度において、当社の非連結子会社であったディスクロージャー・イノベーション株式会社及び株式会社ＴＳＳコンサルティング（2023年11月１日付で株式会社TAKARA Solutions & Servicesより商号変更）は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、新たに設立したTOIN EUROPE B.V.を連結の範囲に含めております。

（2）主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

TRANSLASIA HOLDINGS PTE.LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。

（2）持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

主要な非連結子会社および関連会社の名称

TRANSLASIA HOLDINGS PTE.LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社十印およびその子会社、株式会社サイマル・インターナショナルおよびその子会社の決算日は、３月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4.　会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準および評価方法

①　有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②　棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料	主として移動平均法
仕掛品	個別法
貯蔵品	主として最終仕入原価法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び運搬具	10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

顧客関連資産

10年

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法、企業結合により識別された商標権等については、その効果の及ぶ期間（11年～13年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

（a）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（b）数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（c）小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a）ディスクロージャー関連事業

ディスクロージャー関連事業において、主として国内の顧客に対して、金融商品取引法・会社法に基づいて作成が義務付けられている有価証券報告書や株主総会招集通知といった制度開示書類や、IR活動の一環で株主や投資家向けに作成される株主通信、事業報告書等の任意開示書類など、ディスクロージャーとIRに関連した書類の制作・印刷、作成支援システムの提供、コンサルティングサービス等を行っております。

なお、株主優待等の一部の製品及びサービスの提供において、当社および連結子会社の役割が代理人と判断される取引については、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払い額を差し引いた純額で収益を認識しております。

・ディスクロージャー&IR関連電子データ納品物

電子データ納品物については、顧客が検収した時点で当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、検収時点で収益を認識しております。取引の対価は、製品の引渡し後、概ね２か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合があります。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・ディスクロージャー&IR関連印刷物

印刷物制作については、顧客に印刷物を引き渡した時点で当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷から引き渡しの期間が通常の期間であることから、出荷が完了した時点で収益を認識しております。取引の対価は、製品の引渡し後、概ね２か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合があります。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・開示書類作成支援システム等

開示書類作成支援システム、オンラインサービスの提供については、契約期間にわたり顧客が当該システム等を利用できるよう当社グループが提供するサービスであることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しております。

また、顧客は契約期間にわたり当該サービスを利用可能で、時間の経過に伴い均等に便益を享受すると判断しているため、当社グループは契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

取引の対価は、契約期間開始から概ね２か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・コンサルティングサービス

コンサルティングサービスについては、主に新規上場を目指す顧客への各種提出書類作成支援、アドバイザリー業務等を行っており、専門知識を有したスタッフを派遣して契約期間にわたりコンサルティング業務を実施する形態から、サービスを提供すると同時に顧客は便益を享受すると判断しました。これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、実施時間に応じて収益を認識しております。

また、取引の対価は契約条件に従い、段階的に受領しておりますが、概ね契約期間終了から２ヵ月以内に全額受領（作業の進捗度により前受金を受領する場合があります。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

b）通訳・翻訳事業

通訳・翻訳事業において、主に国際会議やイベント、シンポジウム等における通訳サービスのほか、一般的な翻訳サービスに加えて欧米企業が日本でサービスを提供する際の読み手への高い訴求力が求められるローカライズやトランスクリエーションサービス等の提供を行っております。

・通訳サービス

通訳サービスについては、顧客へ通訳サービスを提供することが履行義務であり、顧客へのサービスの提供時点で当該サービスの履行義務が充足されるとし、当時点で収益を認識しております。取引の対価は、当該製品またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・翻訳サービス

翻訳サービスについては、翻訳した成果物を顧客に供給することを履行義務としており、顧客が成果物を検収した時点で当該製品およびサービスに対する支配が移転し、履行義務が充足することから、当時点で収益を認識しております。

取引の対価は、当該製品またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

③　重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益および費用は、在外連結子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

④　のれんの償却方法および償却期間

効果の発現期間（10年～14年）にわたり均等償却しております。

（表示方法の変更に関する注記）

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めておりました「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

（会計上の見積りに関する注記）

のれんおよび顧客関連資産の評価

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	1,900,789千円
うち、株式会社サイマル・インターナショナル	1,724,945千円
顧客関連資産	660,794千円
うち、株式会社サイマル・インターナショナル	660,794千円

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

（見積り金額の算出方法）

当社グループは2020年３月31日付で、連結子会社である株式会社サイマル・インターナショナルの株式を取得したことにより発生したのれんおよび顧客関連資産を保有しており、これらは規則的に償却しております。また、経営環境の著しい悪化等、減損の兆候が発生した場合に減損損失の認識の判定を行っており、減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

当連結会計年度においては、減損の兆候がないことから、のれん及び顧客関連資産に係る減損損失は認識しておりません。

（見積り金額の算出に用いた仮定）

将来キャッシュ・フローの見積り額は中期経営計画等に基づき算出することとしております。

（翌年度の連結計算書類に与える影響）

市場環境の変化や、見積りの前提とした条件や仮定の変更が必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんおよび顧客関連資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1.　担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産	
現金及び預金	4,500千円
担保に係る債務	
買掛金	7,461千円
未払費用	1,071千円

2.　有形固定資産の減価償却累計額　4,730,418千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1.　発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	13,153,293株	―株	―株	13,153,293株

2.　自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	91,770株	（注）87,815株	（注）3,800株	175,785株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加のうち、315株は単元未満株式の買取りによる増加であり、87,500株は、2023年10月２日開催の取締役会決議に基づき、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づいた自己株式の取得による増加であります。また、減少3,800株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

3.　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年７月７日取締役会	普通株式	457,153	35.00	2023年５月31日	2023年８月４日
2023年12月27日取締役会	普通株式	519,105	40.00	2023年11月30日	2024年１月22日

4.　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年７月９日取締役会	普通株式	利益剰余金	519,100	40.00	2024年５月31日	2024年８月２日

（退職給付に関する注記）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、一部の連結子会社は複数事業主制度の企業年金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産を合理的に計算することができることから、確定給付制度に含めて記載しております。

なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法を採用しております。

2.　確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	5,814,746千円
勤務費用	300,808千円
利息費用	56,901千円
数理計算上の差異の発生額	△536,842千円
退職給付の支払額	△143,836千円
退職給付債務の期末残高	5,491,777千円

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	5,976,963千円
期待運用収益	119,539千円
数理計算上の差異の発生額	421,540千円
事業主からの拠出額	234,282千円
退職給付の支払額	△143,836千円
年金資産の期末残高	6,608,488千円

（3）簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	244,543千円
退職給付費用	32,930千円
退職給付の支払額	△21,636千円
退職給付に係る負債の期末残高	255,837千円

（4）退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,491,777千円
年金資産	△6,608,488千円
	△1,116,711千円
非積立型制度の退職給付債務	255,837千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△860,875千円
退職給付に係る負債	255,837千円
退職給付に係る資産	△1,116,711千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△860,875千円

（注）簡便法を適用した制度を含みます。

（5）退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	300,808千円
利息費用	56,901千円
期待運用収益	△119,539千円
数理計算上の差異の費用処理額	△218,726千円
簡便法で計算した退職給付費用	32,930千円
その他	238千円
確定給付制度に係る退職給付費用	△52,613千円

（6）退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	739,656千円

（7）退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	1,354,213千円

（8）年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	27%
株式	22%
保険資産（一般勘定）	23%
その他	28%
合計	100%

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（9）数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	主として1.84%
長期期待運用収益率	2.0%

（金融商品に関する注記）

1.　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定しております。短期および長期的な運転資金は、銀行借入により調達する方針です。デリバティブ取引は、元本保証の安全な運用を除き、ヘッジ目的以外には行わない方針です。

（2）金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収遅延債権は、毎月、各担当執行役員へ報告され、督促など早期回収のための取組みが行われております。また、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関する株式や投資事業有限責任組合への出資であります。

株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金および未払費用は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期限は最長で2027年10月であります。また、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2024年５月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。（（※２）参照）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）投資有価証券			
その他有価証券	2,765,098	2,765,098	－
資産計	2,765,098	2,765,098	－
（２）長期借入金	57,072	56,968	△103
負債計	57,072	56,968	△103

（※１）「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）市場価格のない株式等は、「資産（１）投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	294,910
投資事業有限責任組合への出資	272,540
合計	567,451

市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合への出資は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日）第24－16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

（※３）１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

3.　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年５月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,760,098	－	－	2,760,098
社債	－	5,000	－	5,000
資産計	2,760,098	5,000	－	2,765,098

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年５月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	56,968	－	56,968
負債計	－	56,968	－	56,968

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式および社債は相場価格を用いて評価しております。株式は活発な市場で取引されているため、原則としてその時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している一部の株式及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1.　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

2024年５月31日における顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	報告セグメント		連結計算書類計上額
	ディスクロージャー関連事業	通訳・翻訳事業	
売上高			
金融商品取引法関連製品	7,832,012	－	7,832,012
会社法関連製品	6,600,558	－	6,600,558
ＩＲ関連製品	4,733,659	－	4,733,659
その他製品	1,905,431	－	1,905,431
通訳・翻訳事業	－	8,206,593	8,206,593
顧客との契約から生じる収益	21,071,662	8,206,593	29,278,256
外部顧客への売上高	21,071,662	8,206,593	29,278,256

2.　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)　4　会計方針に関する事項　(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項　②重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3.　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,875,281
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,508,455
契約負債（期首残高）	1,283,612
契約負債（期末残高）	1,384,553

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,283,612千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1.　1株当たり純資産額　2,130円24銭

2.　1株当たり当期純利益　231円76銭

計算書類

貸借対照表

単位：千円

科　目	金　額	
	第87期（2024年５月31日現在）	（ご参考）第86期（2023年５月31日現在）
資産の部		
流動資産	5,266,511	5,263,729
現金及び預金	5,120,070	5,111,849
売掛金	83,806	109,260
その他	62,634	42,619
固定資産	18,607,748	17,829,516
有形固定資産	4,097,310	3,724,253
建物	546,777	559,342
構築物	1,112	1,280
工具、器具及び備品	43,710	25,739
土地	3,130,576	3,130,576
建設仮勘定	375,133	7,315
無形固定資産	53,981	40,723
ソフトウエア	42,101	21,002
ソフトウエア仮勘定	228	8,047
電話加入権	11,511	11,511
その他	140	161
投資その他の資産	14,456,456	14,064,540
投資有価証券	3,145,706	2,750,762
関係会社株式	10,580,021	10,580,021
長期前払費用	991	3,039
生命保険積立金	407,807	407,807
差入保証金	320,296	321,276
その他	1,633	1,633
資産合計	23,874,259	23,093,245

科　目	金　額	
	第87期（2024年５月31日現在）	（ご参考）第86期（2023年５月31日現在）
負債の部		
流動負債	262,850	394,775
１年内返済予定の長期借入金	－	100,000
未払金	5,439	5,534
未払費用	110,991	109,682
未払法人税等	68,560	72,180
未払消費税等	－	21,818
契約負債	40,090	40,278
預り金	6,795	5,893
役員賞与引当金	21,293	30,400
その他	9,679	8,988
固定負債	322,629	199,781
長期未払金	67,977	73,416
繰延税金負債	216,731	69,069
退職給付引当金	37,920	57,296
負債合計	585,479	594,557
純資産の部		
株主資本	22,162,322	21,709,767
資本金	2,278,271	2,278,271
資本剰余金	4,393,968	4,393,603
資本準備金	2,227,268	2,227,268
その他資本剰余金	2,166,700	2,166,335
利益剰余金	15,899,628	15,243,148
利益準備金	174,905	174,905
その他利益剰余金	15,724,722	15,068,242
別途積立金	8,600,000	8,600,000
繰越利益剰余金	7,124,722	6,468,242
自己株式	△409,546	△205,256
評価・換算差額等	1,126,457	788,920
その他有価証券評価差額金	1,126,457	788,920
純資産合計	23,288,779	22,498,688
負債純資産合計	23,874,259	23,093,245

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

単位：千円

科　目	金　額			
	第87期 （2023年６月１日から2024年５月31日まで）		（ご参考）第86期 （2022年６月１日から2023年５月31日まで）	
営業収益				
業務受託収入	900,693		1,178,147	
経営指導料	36,600		37,200	
不動産賃貸収入	437,797		439,470	
関係会社受取配当金	1,279,960	2,655,051	1,011,660	2,666,478
販売費及び一般管理費		1,038,926		1,012,394
営業利益		1,616,124		1,654,083
営業外収益				
受取利息	71		59	
受取配当金	60,375		56,092	
不動産賃貸料	54		54	
受取手数料	－		364	
保険返戻金	－		1,763	
投資事業組合運用益	－		15,529	
その他	2,250	62,751	2,023	75,887
営業外費用				
支払利息	252		1,115	
投資事業組合運用損	12,987		－	
その他	151	13,392	36	1,152
経常利益		1,665,483		1,728,818
特別利益				
固定資産売却益	－		45,059	
投資有価証券売却益	157,865	157,865	2,479	47,539
特別損失				
固定資産除却損	56	56	0	0
税引前当期純利益		1,823,292		1,776,357
法人税、住民税及び事業税	190,138		255,538	
法人税等調整額	416	190,554	8,807	264,345
当期純利益		1,632,738		1,512,011

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2023年６月１日から2024年５月31日まで）

単位：千円

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
						その他利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,278,271	2,227,268	2,166,335	4,393,603	174,905	8,600,000	6,468,242
当期変動額							
剰余金の配当							△976,258
当期純利益							1,632,738
自己株式の取得							
自己株式の処分			365	365			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計			365	365			656,479
当期末残高	2,278,271	2,227,268	2,166,700	4,393,968	174,905	8,600,000	7,124,722

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	15,243,148	△205,256	21,709,767	788,920	788,920	22,498,688
当期変動額						
剰余金の配当	△976,258		△976,258			△976,258
当期純利益	1,632,738		1,632,738			1,632,738
自己株式の取得		△212,789	△212,789			△212,789
自己株式の処分		8,500	8,865			8,865
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				337,536	337,536	337,536
当期変動額合計	656,479	△204,289	452,555	337,536	337,536	790,091
当期末残高	15,899,628	△409,546	22,162,322	1,126,457	1,126,457	23,288,779

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2.　固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物	15～50年
工具、器具及び備品	５年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.　引当金の計上基準

（1）役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4.　収益および費用の計上基準

持株会社である当社の利益は、子会社からの経営指導料、業務受託収入、不動産賃貸収入ならびに受取配当金となります。各収入の認識基準は以下のとおりであります。

（1）経営指導料、業務受託収入、不動産賃貸収入

経営指導料、業務受託収入、不動産賃貸収入については、子会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、一定の期間にわたり当社の履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

（2）受取配当金

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5.　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

（会計上の見積りに関する注記）

関係会社株式の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	10,580,021千円
うち、株式会社サイマル・インターナショナル株式	4,949,368千円

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

（見積り金額の算出方法）

当社は、通訳・翻訳事業を展開する株式会社サイマル・インターナショナル（以下、サイマル社）株式を保有しており、計算書類において関係会社株式を計上しております。当社は、国内企業の海外投資家向けＩＲ支援やグローバルビジネス展開の支援の強化、既存の通訳・翻訳事業の強化、事業領域の拡大の観点から、サイマル社を子会社とすることにより、当社グループとしてシナジー効果が期待できると考え、超過収益力を見込んだ価額での取得を行っていることから、サイマル社株式の取得価額には超過収益力を評価した部分が含まれております。

当事業年度においては、サイマル社株式の評価にあたり、超過収益力の毀損の有無を検討し、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものとして判断しております。

（見積り金額の算出に用いた仮定）

上記検討に用いた実質価額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務数値を基礎としつつ、超過収益力を反映すべく中期経営計画等に基づく将来キャッシュ・フローを用いて算定しております。

（翌年度の計算書類に与える影響）

見積りの前提とした条件や仮定の変更が必要になった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

担保に供している資産	
現金及び預金	4,500千円
担保に係る債務（※）	
買掛金	7,461千円
未払費用	1,071千円

（※）宝印刷株式会社に帰属する債務であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　2,849,432千円

3. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

金銭債権	85,127千円
金銭債務	5,007千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	2,654,970千円
営業費用	91,419千円
営業取引以外の取引による取引高	704千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	91,770株	（注）87,815株	（注）3,800株	175,785株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加の理由は、（連結株主資本等変動計算書に関する注記）２の（注）と同様の理由によるものです。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	11,611千円
長期未払金	22,479千円
役員報酬（株式報酬）	12,732千円
未払事業税	11,149千円
資産除去債務	7,627千円
投資有価証券評価損	43,673千円
会社分割による関係会社株式	225,437千円
その他	17,171千円
繰延税金資産小計	351,884千円
評価性引当額	△81,928千円
繰延税金資産合計	269,956千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△486,688千円
繰延税金負債合計	△486,688千円
繰延税金負債純額	△216,731千円

（関連当事者との取引に関する注記）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	宝印刷株式会社	東京都豊島区	200,000	ディスクロージャー関連事業	（所有）直接 100.00	業務の請負 不動産の賃貸 役員の兼任	事務管理業務の受託	864,000	売掛金	79,200
							不動産の賃貸	395,017	契約負債	36,209

（注）取引条件および取引条件の決定方針等
業務受託料については、人件費等のコストを勘案し、合理的に決定しております。
不動産賃貸料については、近隣の取引実勢、物件の所有管理に係る諸経費等を勘案し、決定しております。

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4　収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　1,794円55銭

2.　１株当たり当期純利益　125円54銭

（連結配当規制適用会社に関する注記）

当社は連結配当規制適用会社であります。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年７月17日

株式会社TAKARA ＆ COMPANY
取締役会御中

和泉監査法人
東京都新宿区
代表社員
業務執行社員　公認会計士　大　橋　　剛
業務執行社員　公認会計士　山　下　　聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社TAKARA ＆ COMPANYの2023年６月１日から2024年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TAKARA ＆ COMPANY及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年７月17日

株式会社TAKARA ＆ COMPANY
取締役会御中

和泉監査法人
東京都新宿区
代表社員
業務執行社員　公認会計士　大　橋　　剛
業務執行社員　公認会計士　山　下　　聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社TAKARA ＆ COMPANYの2023年６月１日から2024年５月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年６月１日から2024年５月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。

④事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人　和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年７月18日

株式会社TAKARA ＆ COMPANY　監査役会

常勤監査役　菅　谷　憲　利　㊞

監　査　役　松　尾　信　吉　㊞

監　査　役　高　野　大滋郎　㊞

（注）監査役　松尾信吉及び監査役　高野大滋郎は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株式会社TAKARA & COMPANY

https://www.takara-company.co.jp/